[資料2]

パブリックコメントの内容と回答

[1]要領(案)に反映させたもの

個所	内容	回答	掲載頁
P.2	・「申請者と協議し、を行いつ	・「申請者と協議 <u>し</u> 、・・・・」	P.2
下から8行目	つ、」とあるが、何を行うのか	のし、を削除	下から8行目
P.4	・図1をもっと詳しく	・図1を差しかえ	P.4
P.6	・「実証機関が監査を行う」とあ	・誤解を招くおそれがあるので	P.6
下から 11 行目	るが、自身で監査するのは不	削除	
	適切だ		
P.9	・企業の技術尊重、機密保持を	・P3 の「検証を行い」のあ	P.3
	盛り込むべき	とに「機密保持に配慮のうえ」	
		をいれる	
P.15	・周辺の水質等の環境調査を行	・表7:周辺環境実証項目と内	P.16
表 6	うべき	容の中で項目を追加	
P.17	・雑用水基準を適用するのは好	・雑用水基準の項目は生かし、	P.24
表7および備考	ましくない	基準値および備考は削除	

[2]意見、要望に対する回答

個所	内容	回答
P.1	・山からのし尿搬出法も視野に入れるべ	・ここでは実証試験場所における処理技
	き	術に限定
P.1	・実証機関はどこに、何ヵ所設置される	・全国で数ヵ所を想定している
P.6	のか	
P.9	・技術実証委員会の任命と人数は	・人数も含め実証機関が任命
P.1 ~ 2	・国が統一基準を決めて、試験の合否を	・本事業は合否の試験でも、認証するも
	判定する方がわかりやすい	のでもなく、実証するための試験
P.2	・技術実証委員会の構成メンバーに自然	・様々な分野の有識者を含めることとし
(2)の	環境保全の専門家を含めるべき	ているが、メンバーは実証機関が選定
P.5	・実証機関がなかった場合の対処は	・国が適宜対処する
P.5	・近隣に実証機関がなかった場合、環境	・あくまで実証機関が判断するものであ
	省からの要請はないか	り、環境省から要請するものではない
P.5	・「実証試験要領」(案)に委員が明記さ	・本事業は山岳トイレし尿処理技術の実
11 . の3	れていない。また、自然環境保全の専	証を目的としているので、技術中心の
	門家を含めるべき	メンバーで構成されているが、自然環
		境の知識を持つ方も含めている
P.10	・「他の技術評価・実証事業等による評	・これまで実証を受けていない技術を本
下から 1 行目	価・実証を受けていないこと」とある	モデル事業では対象とする
	が、受けていてもいなくても関係ない	
	のでは	

P.11	・実証試験による周辺自然	・周辺の環境調査を実施
P.15	・環境への汚染防止に配慮すべき	・周辺の環境調査を実施
P.17	・客観的な根拠を持った項目にしてほし い	・客観的な根拠によって検討
P.18	・実証機関は、実証技術として選定され	・本モデル事業は、本要領の目的にある
の 4	た装置を購入すべきだし、試験終了後	とおり、" 実用化段階にある・・・技術
	の撤去は費用の無駄	を客観的に実証し、情報公開する " こ
		とであり、" 環境保全と環境産業の発
		展を促す " ことにある。ただし、仮に
		実証機関が購入を希望した場合は、購
		入を妨げるものではない。
P.19	・新設の場合、申請者が実証試験地を選	・ の「1.試験場所」の記載のとおり
の 1	定できるのか	
P.19	・試験場所の選定は申請者主体で限界、	
の3	実証機関が主体的にしてほしい	
P.19	・国の補助金を受けた施設も対象となる	・対象となりうる
	のか	
P.23	・同一の処理技術で複数の申請者がでて	・複数の申請者が出てもかまわない
	きてもいいか	
P.25	・実証試験計画は実際には実証申請者が	・ の「3.実証試験計画の策定」の記載
	つくることになるでは	のとおり
	・パブリックコメントの募集期間は最低	・参考とさせていただきます
	でも1ヵ月は必要	